

## 平成28年度 第6回豊能町教育委員会会議（9月定例会）会議録

日 時： 平成28年9月28日（水）午前9時30分～

場 所： 豊能町役場（2階）大会議室

出席者： 教育長 石塚 謙二

教育委員 岸本 恵子（教育長職務代理）

教育委員 太田 佳子

教育委員 川村 新

教育委員 宮崎 純光

事務局： 教育次長 板倉 忠

教育総務課長 塩山 博之

教育支援課長 小田 恵美子

生涯学習課長 小嶋 均

教育支援課子ども支援室長 川西 弥生

教育総務課課長補佐 入江 太志

教育総務課主査 奥 文彦

傍聴者： 2名

会議次第

1. 議長（教育長）あいさつ

2. 議 事

審議事項

・第8号議案 平成28年度豊能町要保護準要保護児童生徒の認定について

承認事項

・第4号承認 豊能町立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則改正の件

3. 各課、室の報告について

開会 午前9時30分

1. 議長（教育長）あいさつ

議 長：本日の出席者は5名である。過半数に達しているので、ただいまから9月度の定例会を開会する。会議録署名人を岸本教育長職務代理にお願いする。

## 2. 議 事

議 長：本日は、審議事項 1 件、承認事項 1 件を議題とする。

議 長：第 8 号議案は、対象世帯の所得や生活状況など個人情報を多く取り扱うので、豊能町教育委員会会議規則第 5 条の規定により秘密会として審議したいと思う。

(委員：全員異議なし)

議 長：全員異議なしと認めるので、第 8 号議案は、秘密会とする。

議 長：それでは、第 8 号議案「平成 28 年度豊能町要保護準要保護児童生徒の認定について」事務局より提案説明を求める。

事務局：(第 8 号議案について、議案書「平成 28 年度豊能町要保護準要保護児童生徒の認定について」に基づき説明)

(質疑応答)

議 長：質疑を終結する。提案のあった第 8 号議案「平成 28 年度豊能町要保護準要保護児童生徒の認定について」賛成の方の挙手を求める。

議 長：挙手全員である。よって、第 8 号議案は可決された。第 8 号議案の審議が終了したので、秘密会を解く。

議 長：次に第 4 号承認「豊能町立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則改正の件」について、事務局より説明を求める。

事務局：(議案書、資料に基づき説明)

本件は、教育長に委任された事務のうち、教育委員会の議決を経ることなく臨時で代理した事務について、この定例会で報告し承認いただくものである。

大阪府教育委員会の「府立高等学校等の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」及び「府立高等学校等の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の施行について」が一部改正されたことに伴い、本町教育委員会規則についても所要の改正を行うものである。

主な内容は、職員の勤務時間の特例として早出遅出勤務をする場合の要件を、未就学児の保育所送迎によるものとしていた規定を、改正により保育所送迎に限らず、公務に支障のない限り養育全般によるものへ要件を緩和するものである。

なお、この規則については、平成 28 年 9 月 1 日より施行されているものである。

議 長：「養育」というのは、保育所送迎を含んだすべてを指すのか。

事務局：例えば、在宅による養育等である。

議 長：報告のあった第4号承認に賛成の方の挙手を求める。

議 長：挙手全員である。よって、第4号承認は承認された。これで審議事項、承認事項ともに終了した。それでは続いて、前回定例会以降の事務局各課・室について報告を求める。

事務局：○町議会9月定例会の報告について

- 地方行政功労者文部科学大臣表彰（太田佳子委員）について
- 文部科学省出向職員の省内異動について
- 研究開発校の取り組みについて
- ふれあいのつどいについて
- 保幼小中一貫教育推進会議の進捗状況について
- 全国学力状況調査の公表について
- 地域安全見守り隊（東ときわ台小学校区）の表彰について
- 平成29年幼稚園部入園の応募状況について
- 「育児の日」報告について
- 公民館講座について
- 今後のユーベルホール自主事業について
- 小中一貫校の視察について

事務局：双葉保育所跡地について、現在に至るまで用途が「保育所」のままであったので、これまで維持管理については教育委員会事務局が所管してきたが、今般のダイオキシン汚染物の仮置き場として使用することとなり、用途を「倉庫」に変更した。このため、同施設の所管は町部局に移管することとなる。

委 員：ユーベルホール自主事業の絵画の催しが参加者多数とのことだが、過去の絵画展も人気が高かったのか。

事務局：今回の催しはNHK公開講演会として行うもので、絵画に限らず、NHK公開講演会の参加者は多数である。

委 員：住民がどのような文化に興味があるか、このような催しの参加者数で把握できるのではないか。

事務局：過去の参加者数から推計して、このような分野に関心のある方が多いと思われる。

委 員：図書館においても開館30周年記念事業が盛況であった。

委 員：このような催しの参加率を分析していくと、住民が求めているものが見えてくるのではないか。求めているものを集約した事業を行えば、さらに活性化していくのではないか。

事務局：経験則として、催しを実施する前に参加者数はおおよそ推計できる。

委 員：それは何をもとに推計するのか。

事務局：催しの内容である。例えば、クラシック音楽の催しをした場合、町内のクラシック音楽愛好者の総数はおおよそ推計できるが、それ以上の参加者を呼び込むには、何らかの内容の追加、もしくは他の催しとの共催等が必要になる。

委 員：ユーベルホールの事業は誰が立案するのか。

事務局：館長及び職員が立案する。館長はNHKの制作部門出身なので、NHK関連の催しの立案をしている。

委 員：小中一貫教育については、教育委員会で検討しているところであるが、町議会での意見等はどのようなものがあるか。

事務局：町議会一般質問で質問されている議員の意見としては、一貫教育を早く進めるべきという意見、中学校も統合検討すべきという意見があった。

議 長：小中一貫教育については、施設面、教育内容面の二面性がある。現在、施設面はどうするかという答申があり、関心も高まっているが、教育内容面に関しては、なかなか外部には伝わりづらい部分ではある。

事務局：小中一貫教育検討に関する報告であるが、8月23日に箕面市立彩都の丘小中学校を教育委員会事務局で視察した。同校は、彩都地区の宅地造成に併せて、当初から小中一貫校として開校したため、既存校の再配置で小中一貫を検討する場合の参考にはなじまない面もあるとのことであったが、同校副校長に対応いただき、同校の状況について伺った。

教職員が小、中に関係なく学びあえること、地域と一体となることが重要とのことで、教育面については、子ども同士が触れ合う年齢の幅が広がるので、中学生の自尊感情や自己有用感が高まったとのことであった。施設面では、校舎の配置を「口」の

字型に配置し、不審者が侵入した場合、行き止まりにならない構造となっていた。また、どこからでも見渡せるようにと、ガラス張りの部屋が多かったが、採光が良すぎて室温が高くなるため、空調が効きにくいのが難点であるとのことであった。

議長：義務教育学校も制度化され、9年間を通じた教育が行われはじめている中、現行の小学校6年生と中学校1年の段差が妥当なものであるか検証が必要であると思う。段差が必要だとすると、単に定性的に判断するのではなく、定量的にどの程度の段差が必要なのかという考え方方が重要になってくる。

議長：私からの提案であるが、現在、教育長職務代理を岸本委員にお願いしているが、岸本委員と川村委員が10月22日に任期満了となる。また、私自身も9月30日に退任となることから、10月1日以降、教育長不在の期間が想定される。私としては、これらを踏まえ、任期満了する岸本委員に代わって太田委員に教育長職務代理をお願いしたいと思う。

事務局：これに関連して、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により、教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行うこととなるため、10月1日より太田委員が執行することとなる。一方、職務代理が行う事務の一部については、同法第25条第4項により教育委員会事務局職員に委任させることができ、豊能町教育委員会事務分掌規則の規定により教育次長がその事務を代理することとなる。

議長：それでは、10月1日より教育長職務代理を太田委員にお願いし、一般事務については教育次長に代理をお願いする。岸本委員と川村委員については引き続き委員を続けていただく意思を確認しているので、新町長にはその旨を伝えておく。

議長：報告は以上である。これで本日の日程は終了した。

次回以降の教育委員会会議の日程は10月度、10月27日（木）午前9時30分開催予定とする。

議長：（退任あいさつ）

議長：これで本日の教育委員会会議を閉会する。

閉会 午前11時10分

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

平成28年 9月28日 署名

豊能町教育長

石塚謙二

会議録署名人

岸本惠子